

農 林 水 産 (参考資料)

財務省

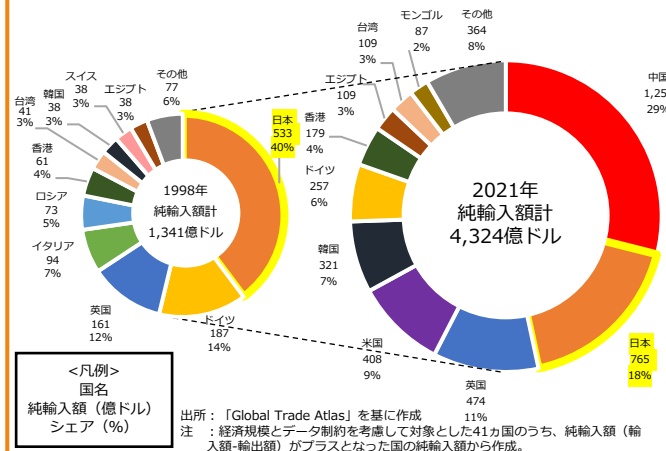
2025年11月7日

- 令和4年9月の総理指示を受けて、**食料・農業・農村基本法の総合的な検証を実施し**、制定から20年が経過する中で、制定時とは**前提となる社会情勢や今後の見通し等が変化していることが明らかとなった**。
- 具体的には、世界的な人口増加等による**食料争奪の激化など、食料安全保障上のリスクが高まる中で、国内の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能な食料供給基盤の確立**を図る必要が生じており、これらに対応する**政策の再構築が必要**。

食料安全保障を取り巻く環境の変化

- 世界的な人口増加、気候変動の影響に伴う生産の不安定化等、**輸入リスク(必要な食料をいつでも安価に調達できる訳ではない状況)が顕在化**
- 物流の2024年問題、人口減少に伴う不採算地域からの流通業の撤退、貧困・格差の拡大等により、新たな問題として**食品アクセス問題が顕在化**
- 価格競争が長期化する中で、コストが上昇しても思うように価格転嫁ができない等、食料システムの持続性の観点からリスクが増大
- 国内人口が減少する中で、農業・食品産業は**成長する海外市場も視野に入れる必要**

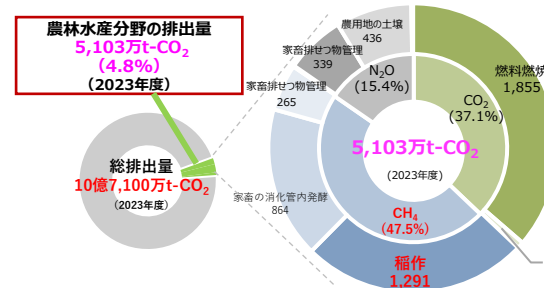
農林水産物純輸入額の国別割合



環境等の持続可能性の取組の主流化

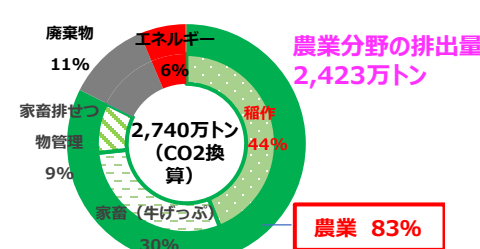
- 地球温暖化、生物多様性など、農業が有する**持続可能性へのマイナスの影響に対する国際的な議論の進展と関心の高まり**
- **食品産業における持続可能性の追求の流れ**(人権に配慮した持続可能な原材料調達、食品ロス削減、GHG削減等)
- SDG s 等に関する**消費者の意識の高まり**

日本の農林水産分野のGHG排出量



* 温室効果は、CO₂に比べメタンで25倍、N₂Oでは298倍。
出所：国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス「日本の温室効果ガス排出量データ」を基に作成

日本のメタン排出量



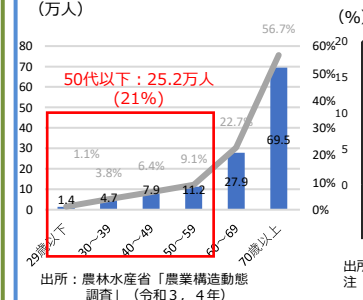
(凡例) 家畜消化管内発酵（牛げっぷ等） 家畜（排せつ物管理） 稲作
出所：「日本国温室効果ガスインベントリ報告書（2022年）」に基づき作成

人口の急減に伴い 食料供給を支える力の弱体化

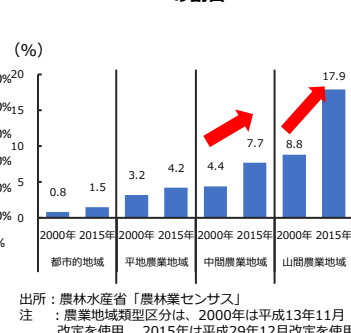
- 国内人口が減少局面に転じる中で、**農業・農村で人口減少の影響が先行して顕著化**
- 基幹的農業従事者が今後20年で約**1/4程度(120万人→30万人)**に急減する一方、人口全体が減少し、**人材獲得競争が激化する見込み**
- 生産水準を維持するためには、**受け皿となる経営体やそれを支えるサービス事業体、スマート技術の活用等が不可欠**
- 農村の**集落機能が低下し、中山間地域等を中心に、農地の保全・管理、末端の農業インフラの保全・管理が困難化**

基幹的農業従事者の年齢構成(2022年)

基幹的農業従事者数：123万人
平均年齢（令和3年）：67.9歳
(万人)



総戸数が9戸以下の農業集落の割合



- 食料供給基盤の維持のための**家畜伝染病、病害虫等への対応の必須化**

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、食料安全保障の確保、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、基本理念を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
 - ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれ入手できる状態」とする。（第2条第1項関係）
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。（第2条第4項関係）
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）
- (2) 基本的施策として、
 - ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。（第3条関係）
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。（第20条及び第32条関係）

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。（第5条関係）
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。（第6条関係）
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。（第43条から第49条まで関係）

新たな食料・農業・農村基本計画（令和7年4月）のポイント

農林水産省作成資料

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
- 改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

安定的な輸入の確保

+

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

〔農地面積：412万ha〕

○サステナブルな農業構造

49歳以下の担い手数：

現在の水準
（2023年：4.8万）を維持

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

輸出の促進

（国内の食料需要減少下においても供給能力を確保）

目標

○農林水産物・食品の輸出額

〔輸出額：5兆円〕

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

関係者の連携による持続的な食料システムの確立

農業の持続的な発展

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
削減量：1,176万t-CO₂

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全

地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が
見られた市町村数
市町村数：630
- 農村地域において
創出された付加価値額
付加価値額：22兆円

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、
「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

国民理解の醸成

○農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進

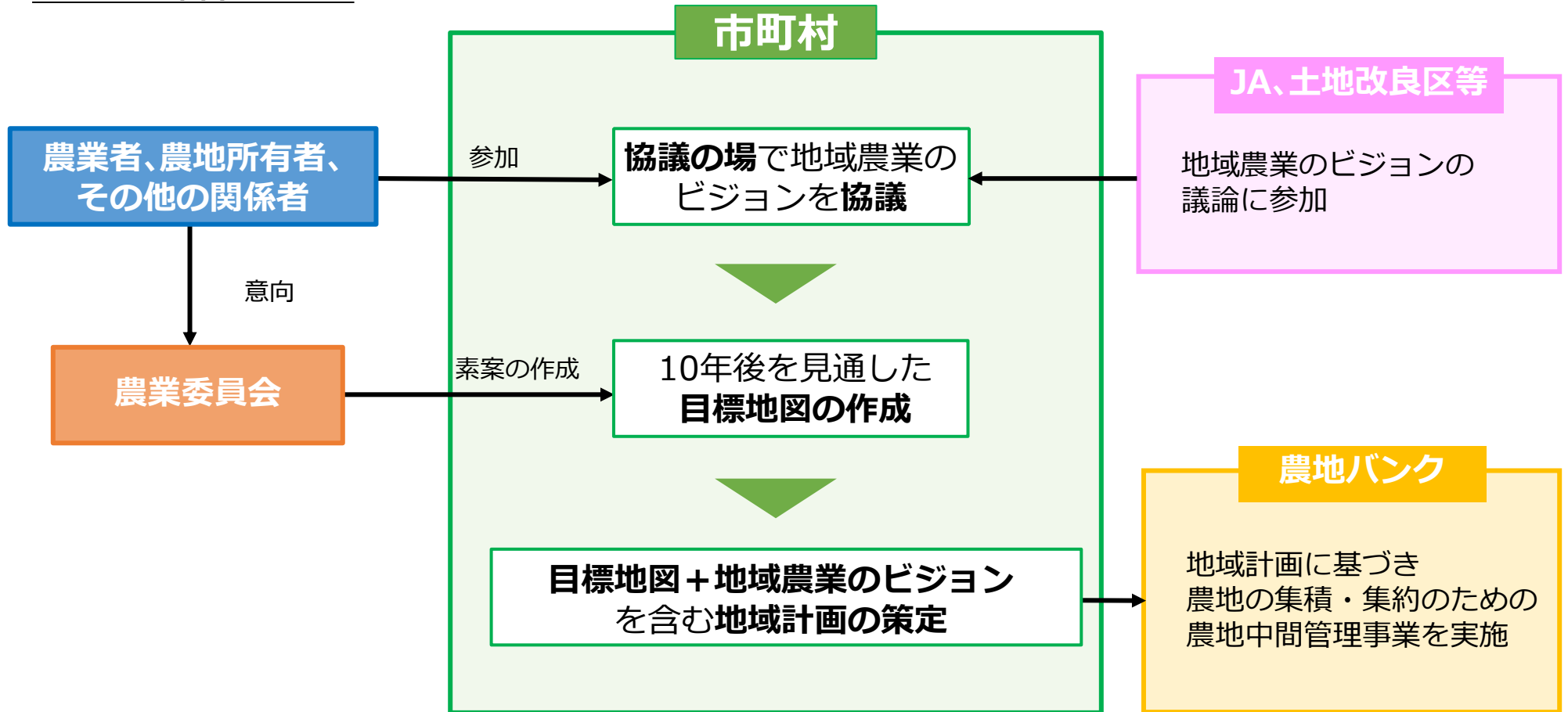
2. 地方創生2.0の推進及び地域における社会課題への対応

(3) 農林水産業の構造転換による成長産業化及び食料安全保障の確保

新たな基本法に基づく初動5年間(令和7～11年度)の農業構造転換集中対策期間において、食料安全保障の確保や農業・畜産業の生産基盤の強化等を推進する。このため、新たな基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うとともに、地方も含めた施策の推進に必要な体制等を確保し、収益力向上を通じた所得向上を図る。(略)

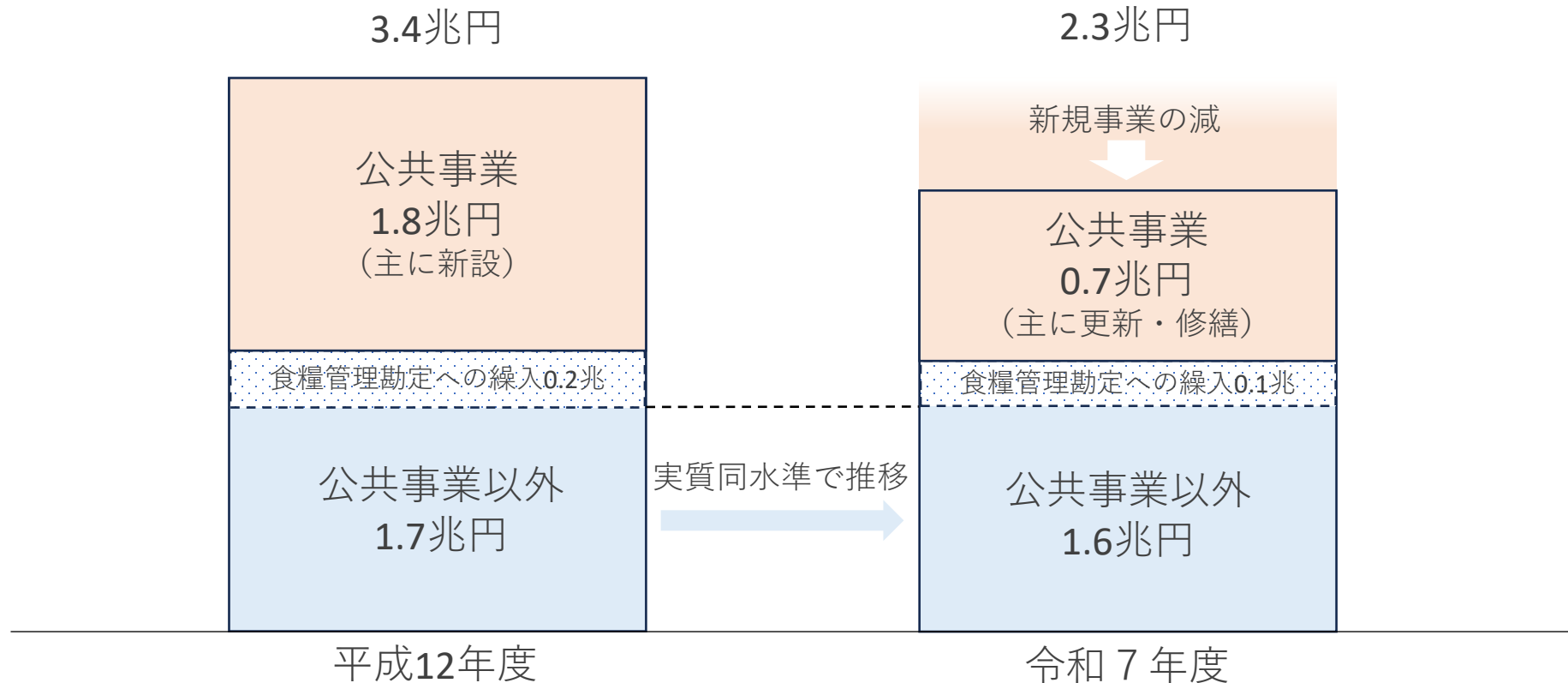
- 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法により、市町村は、農業者・農業委員会・農地バンク・JA・土地改良区等の関係者による話し合いを踏まえ、**本年3月末までに地域計画を策定**。
- **地域計画の目的**は、地域の農業の将来ビジョンを明確化するとともに、農業者の減少下における**10年後の農地利用の明確化（目標地図）**を通じた①**将来にわたる適正な農地利用の確保**、②**農地の集約化の推進による生産性向上**。

○ 地域計画策定の流れ



農林水産関係予算の長期的な変化

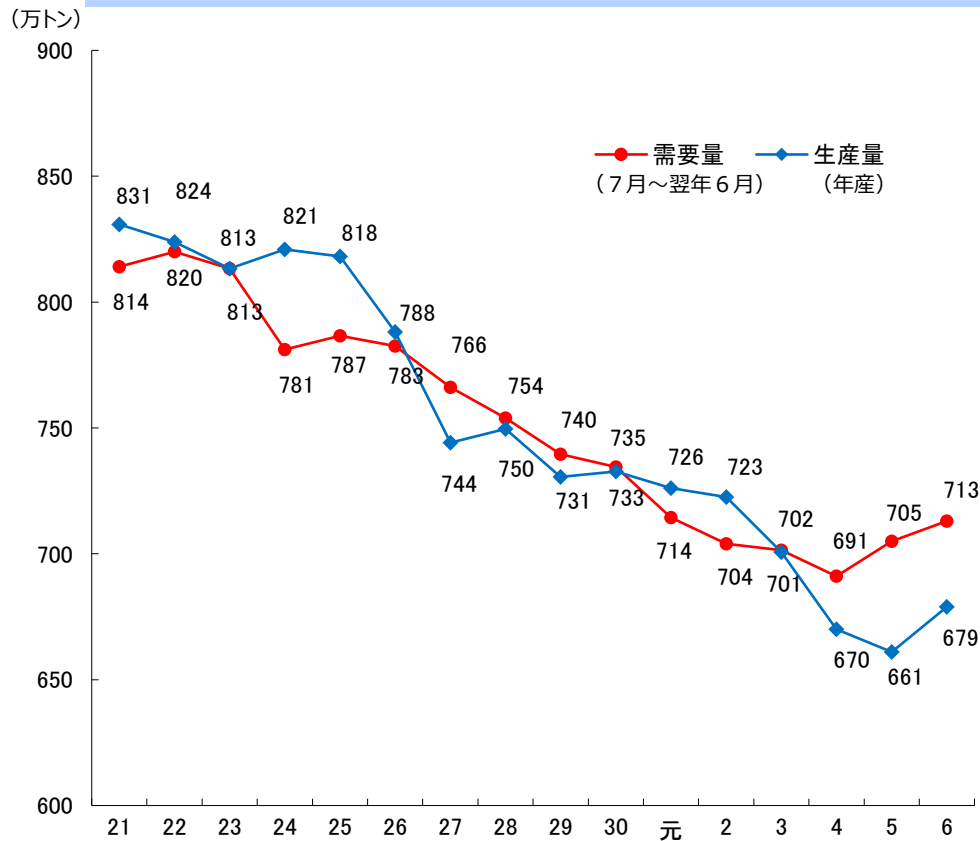
- 平成12年度当初予算（3.4兆円）と直近の令和7年度当初予算（2.3兆円）を比較すると、前者の方が1兆円ほど大きく見えるが、その主な要因は公共事業の規模の違い。
- 公共事業について、平成12年度当時は、大規模ダム造成や集落排水施設・農道（橋・トンネルを含む）の新設が大宗であり、相応の事業規模を必要とした一方、現在は更新・修繕が多くを占めており、新設ほどの費用は要しない状況。
- 公共事業以外は、食料安定供給特会（食糧管理勘定）への繰入（備蓄等の経費）を除くとほぼ同水準。



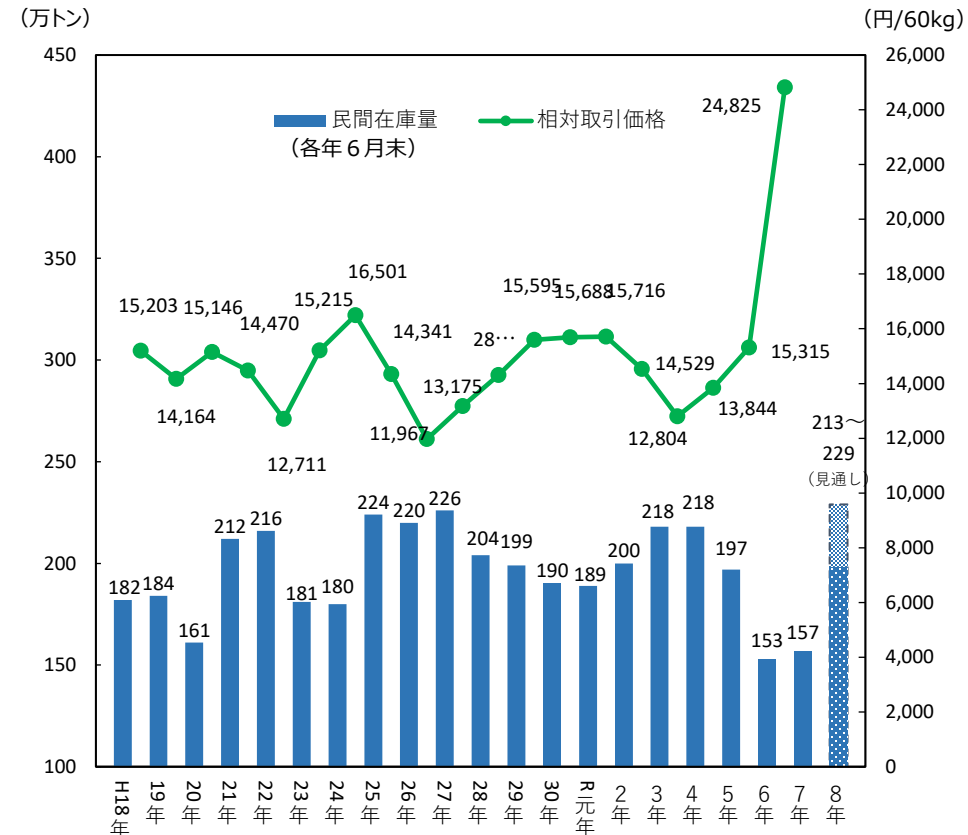
主食用米の需給と価格の動向

- 主食用米の需要は、日本人の食生活の変化や少子高齢化により趨勢として減少してきた。近年は、水田活用の直接支払交付金を活用した転作助成により、主食用米の生産量を減少させることで対応してきたが、足元では、需要が増加に転じており、生産を上回っていると分析されたところ。
- 主食用米の価格は、需給状況を反映した民間在庫量に影響を受け、在庫増加時には下落し、在庫減少時には上昇する傾向がある。農林水産省から示された需給見通しによれば、令和8年6月末の民間在庫量の見込みは198～229万トンと、近年最も高かった平成27年6月末（226万トン）に匹敵する水準となっている。

1. 主食用米の需要量と生産量の推移

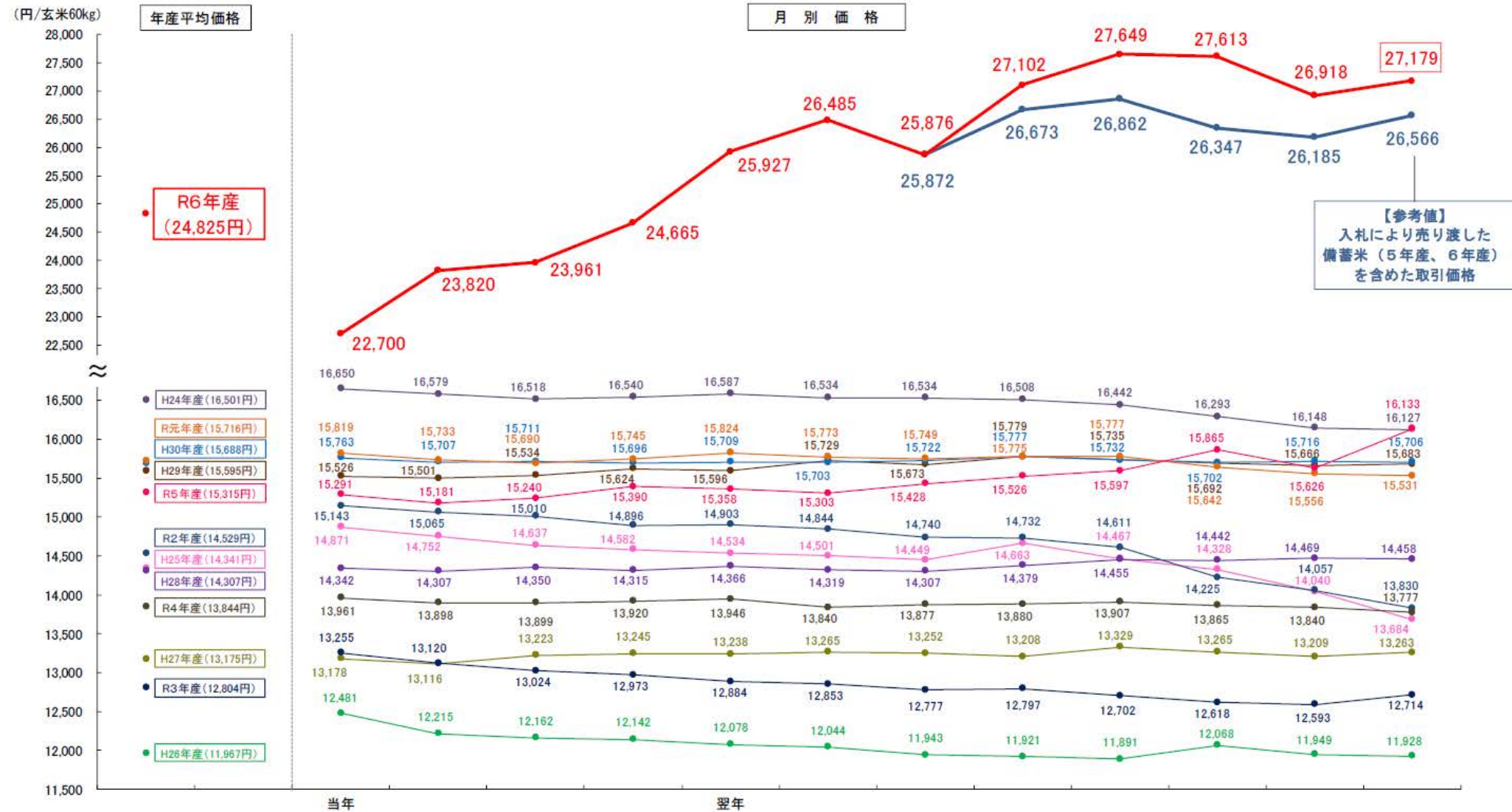


2. 主食用米の相対取引価格と民間在庫量の推移



米の相対取引価格の推移

農林水産省作成資料から
財務省作成



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

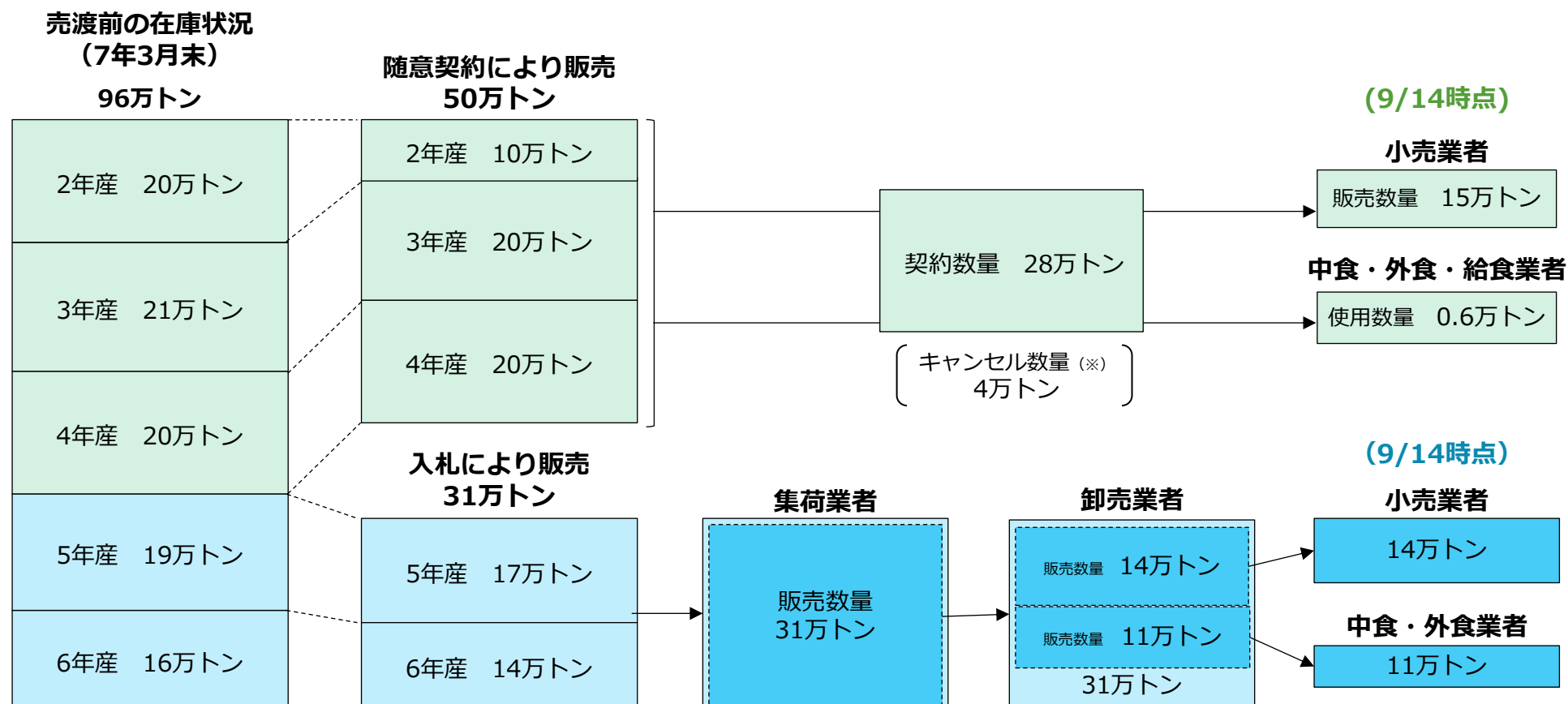
注1：運賃、包装代、消費税相当額（平成26年3月までは5%、元年9月までは8%、元年10月以降は10%、ただし軽減税率対象は8%）を含む1等米の価格である。

2：グラフ左側の年産平均価格は、当該年産の出回りから翌年10月まで（6年産は出回りから令和7年8月までの速報値）の通年平均価格、右側は月ごとの価格の推移。

3：令和5年産の備蓄米は、政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等の報告から集計。

今回の備蓄米の売渡し状況

- 今回の備蓄米放出に当たり、入札により31万トン、随意契約により28万トンそれぞれ販売。
- 入札による備蓄米は小売に14万トン・中食・外食に11万トン販売済、随契による備蓄米は小売が15万トン、中食・外食・給食が0.6万トン販売・使用済。
- こうした中、随意契約による備蓄米については、約4万トンのキャンセルが生じている状況。



※ キャンセル数量は、数量確定後の要望によりキャンセルとなった数量。28万トンの外数。

〔計画的に販売を拡大〕

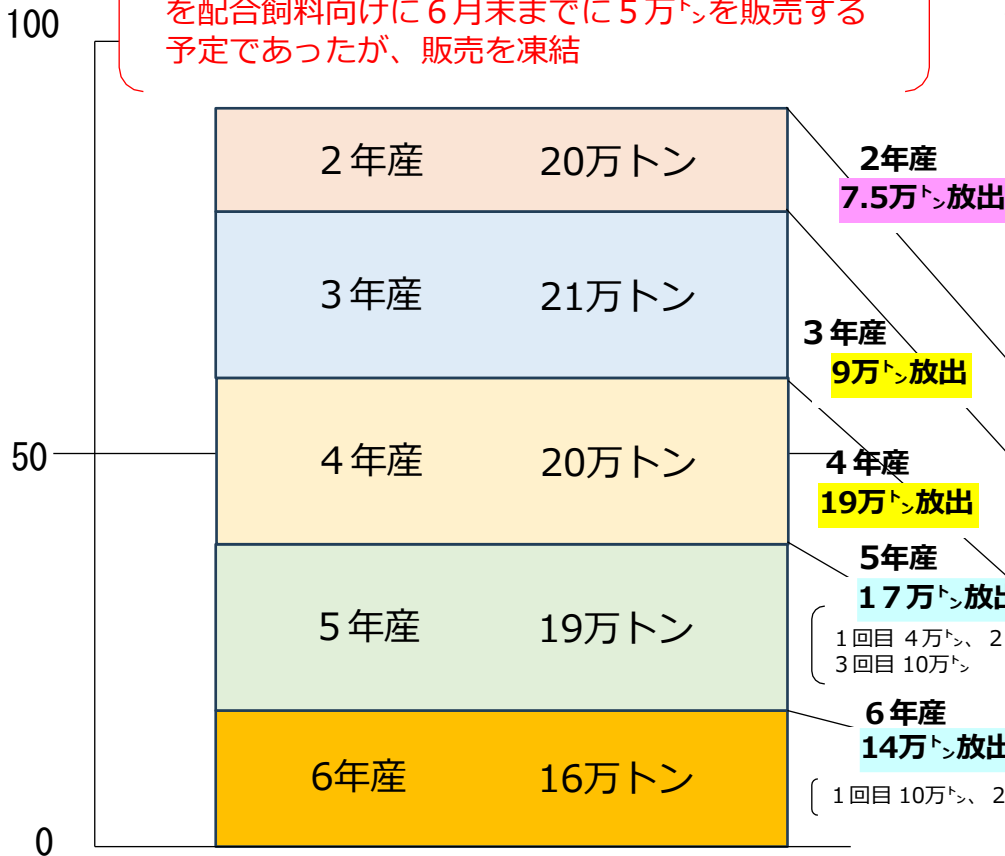
政府備蓄米の在庫状況について

農林水産省作成資料

売渡し前の在庫状況（7年3月末）

96万トン

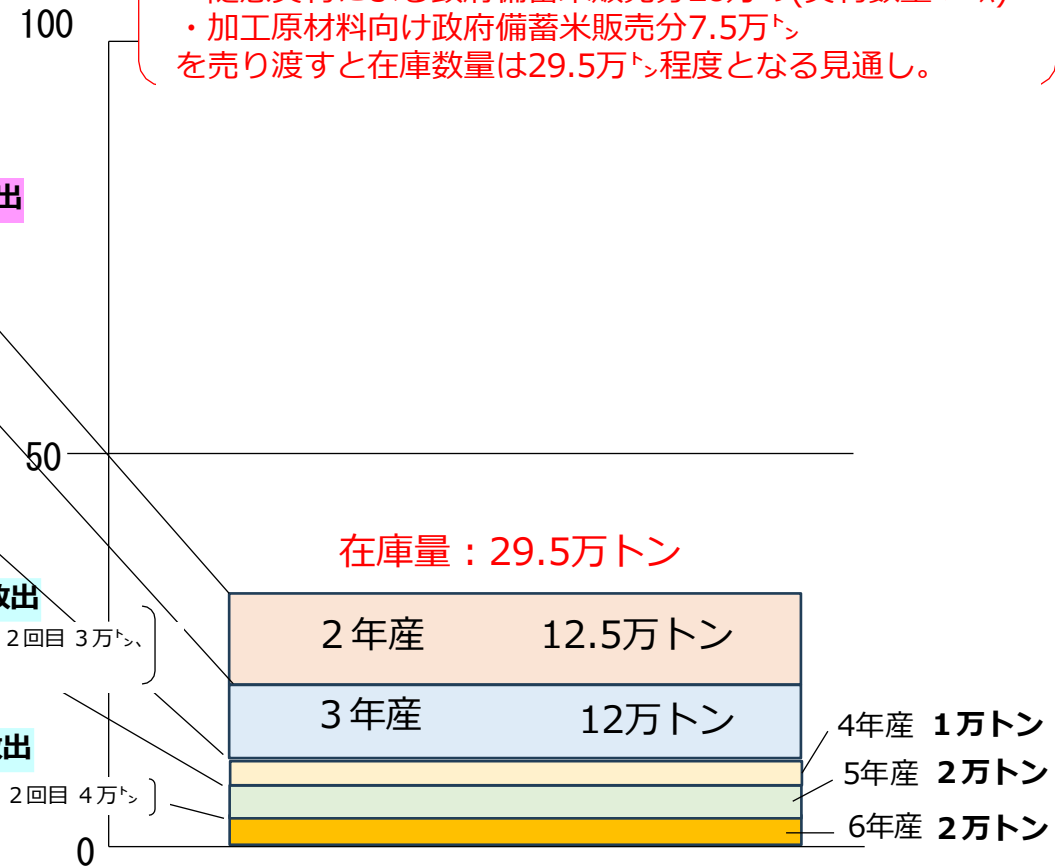
令和7年6月末在庫91万トンに向けて、令和2年産を配合飼料向けに6月末までに5万トンを販売する予定であったが、販売を凍結



現在の枠が全て販売された後の在庫見込み

29.5万トン

・入札による政府備蓄米販売分31万トン
・随意契約による政府備蓄米販売分28万トン(契約数量ベース)
・加工原材料向け政府備蓄米販売分7.5万トンを売り渡すと在庫数量は29.5万トン程度となる見通し。



- 加工原材料向け売渡し
- 随意契約による売渡し
- 買戻し条件付の売渡し

今般の米価高騰の要因と対応の検証、今後の方向性

《検証》

(1) 農林水産省は、人口減少等による**需要のマイナス・トレンドの継続**を前提として、翌年産の需要量の見通しと生産量の見通しを作成（令和4年秋・令和5年秋）。また、生産量の見通しにおいても、精米歩留まりが低下していることを考慮していなかった。

他方、実際の生産量及び在庫量から計算した**需要量(玄米ベース)**は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、6/7年は**増加**。また、精米とう精数量から推計した需要量（精米ベース）でも、令和4年産と比較して、令和5・6年産は増加。

その要因は、高温障害等により**精米歩留まりが悪かった**ことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（**供給面の要因**）に加え、**インバウンド需要**や、家計購入量の増加など**一人当たり消費量の増加**によるものと考えられる。

この結果、生産量は需要量に対し**不足**（令和5/6年：40～50万トン程度（需要量比：6～8%程度）、令和6/7年：20～30万トン程度（需要量比：4～5%程度））し、**民間在庫を取り崩し**、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった。

(2) **民間在庫**は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できる**バッファーになり得ない**状況。**民間在庫の減少**に伴い、流通段階では、次年度の端境期に**米が不足するとの不安**から競争が発生。卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、**比較的高い価格の米を調達**。

(3) これらが**米価高騰**の要因となる中、農林水産省は、**生産量(玄米ベース)**は足りているとの認識の中で、

①**流通実態の把握に消極的**であり、**マーケットへの情報発信や対話も不十分**。

②**政府備蓄米**についても、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、**放出時期が遅延**。

こうした対応の下で、卸売業者等の不安感を払拭できず、**更なる価格高騰**を招致。

《今後の方向性》

①需給の変動にも柔軟に対応できるよう、官民合わせた備蓄の活用や、**耕作放棄地**も活用しつつ、**増産に舵を切る政策への移行**

②農地の集積・集約、大区画化や、スマート農業技術の活用、新たな農法（節水型乾田直播等）等を通じた**生産性の向上**

③米国の関税措置による影響を分析しつつ、増産の出口としての**輸出の抜本的拡大**

④**精米ベース**の供給量・需要量や消費動向の把握等を通じた、余裕を持った**需給見通しの作成と消費拡大**

⑤**流通構造**の透明性の確保のための実態把握や流通の適正化を通じた消費者・生産者等の**納得感の醸成**

⑥作物ごとの生産性向上等への転換、環境負荷低減に資する新たな仕組みの創設等を通じた**水田政策の見直し**（令和9年度）等

- 米、野菜、豆腐・納豆の各WGにおけるご議論を踏まえ、今後のコスト指標作成に当たって、整理すべき事項とその基本的な考え方は、以下のとおり。

整理すべき事項	基本的な考え方
【指標の基本的な内容】 ✓どのようなコスト指標を目指すか。	○ 一定の前提条件を置いて、生産、集出荷、卸売、小売等の各段階の実額コスト（注）を算出し、これをコスト指標とする。その際、基準年の指標を作成した上で、直近の指標は費用ごとに物価統計等を活用して変動を反映させて作成する。 注：物財費、機械施設費、光熱費、輸送費、保管料、労務費（雇用労働費、家族労働費）など、生産、集出荷、卸売、小売等の各段階の持続的な供給に要するコストの積み上げにより算出する。
【コスト算出の前提条件】 ✓コストの算出の 前提条件 をどのように設定するのか。 ● 想定する品目 ● 想定する産地・作型（例：主産地の主要な作型） ● 想定する販売地（例：首都圏で販売） ● 想定する収量（例：基準年の収量として5か年平均値）	○コストの算出の前提条件は、できる限り品目ごとの実情を反映、コスト指標が多くの取引において参照されるよう、一定の代表性が確保されるように設定する。その際、収集できるデータをはじめとする限られたリソースの中で、コスト指標の算出が可能となるように前提条件を設定する必要がある。
【指標作成の頻度・時期】 ✓コスト指標の作成・更新・公表の 頻度と時期 はいつにするのか。	○品目の価格交渉時期や収穫期の実態を踏まえ、1年に1回（P）、作成・更新・公表する。また、コストの急変等、大きな状況変化があった場合には、臨時的に更新・公表する。



【基準年】
(例：令和4年産)

【直近年（月）】
(令和〇年産)

コスト指標

データ

データ

コスト指標

(円/玄米1kg)



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

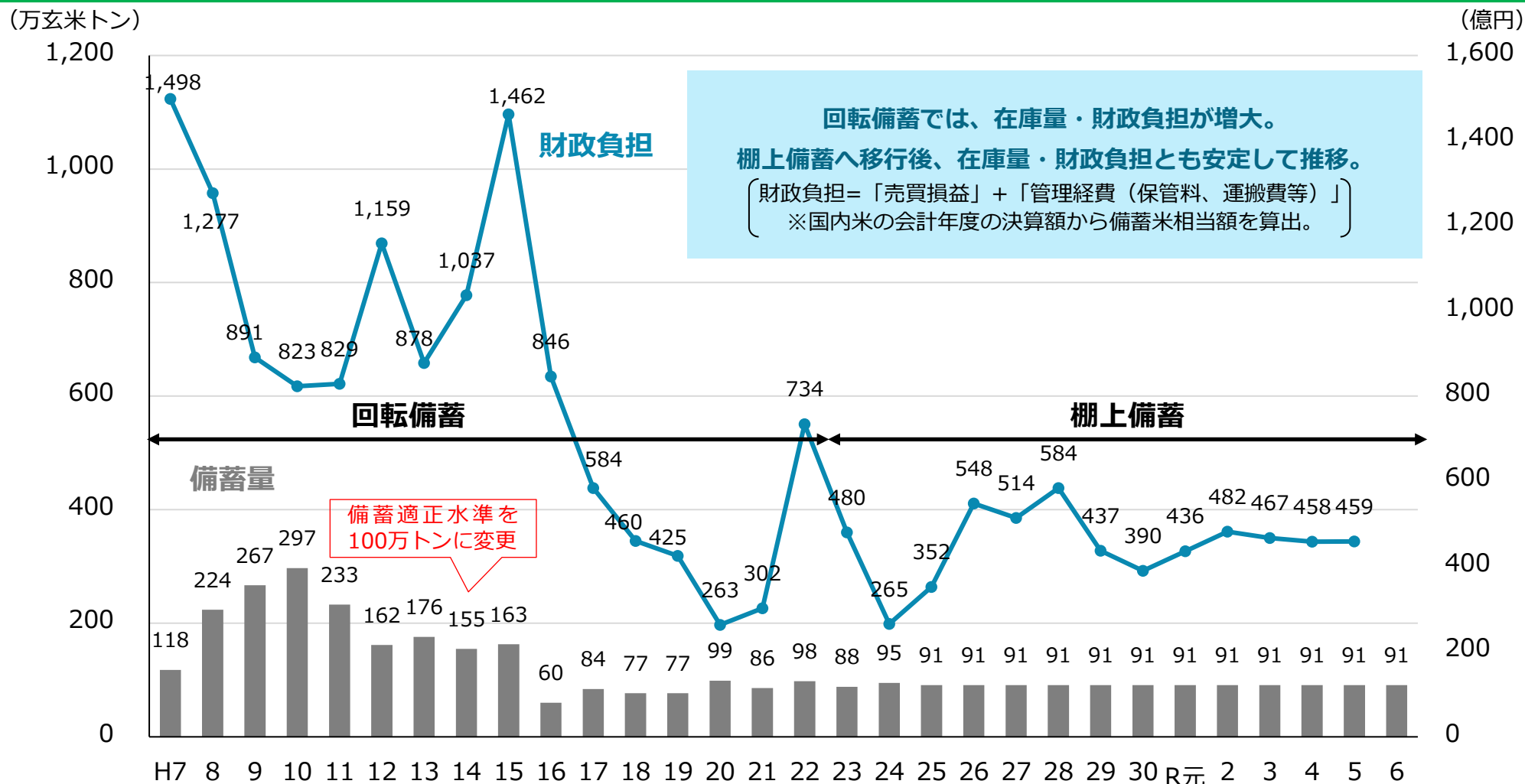
備蓄の変遷

- **回転備蓄方式は、全量を主食用へ販売することが前提であったが、豊作や過剰作付も相まって、その時々需給事情を踏まえ飼料用や援助用等に販売するなど計画どおりの販売ができず、在庫・財政負担が増大。**このため、備蓄運営の健全化を進めるため、**平成14年度から備蓄水準を150万トンから100万トンに変更。**
- しかしながら、その後も**需給緩和時に政府買入れや備蓄米の販売中止を求められたことから、透明性を確保した備蓄運営を行うため、平成23年度から棚上備蓄に変更。**

	旧食糧法（H7～H15）		現行食糧法（H16～）
	回転備蓄（H7～）	回転備蓄（H14～）※備蓄量を変更	棚上備蓄開始（H23～）
目的	・生産量の減少による供給不足への備え		
仕組み	・毎年150万トン程度買入れ（1年回転） ・原則、主食用に販売（不作時等の売渡しルールの規定なし）	・毎年50万トン程度買入れ（2年回転） ・原則、主食用に販売（適正備蓄水準100万トン程度を確保するため販売数量と買入数量を調整）（不作時等の売渡しルールの規定なし）	・5年程度備蓄 ・毎年20万トン程度買入れ ・備蓄後に非主食用に販売 ・不作の場合、円滑な流通に支障が生じる場合、主食用に販売
主食用への販売	・毎年一定量を主食用に販売	・毎年一定量を主食用に販売（※不作により販売量を増加(H16)）	・原則、主食用へは販売しない（※東日本大震災発生を受け代替供給(H24)） ※熊本地震発生を受け供給(H28) ※流通の目詰まりを受け主食用に販売(R7) ※加工用不足を受け販売(H24・25,R6・7)
保有数量の考え方	・平均的な不作が2年連続しても円滑に供給が行えるよう、150万トンを基本とし、豊凶変動に対応し得るよう一定の幅（±50万トン）をもって運用 （自主流通米の価格安定の観点で自主流通法人の備蓄も位置付けられていたが、過剰在庫下では実績なし）	・10年に1度の不作や通常の不作が2年連続した事態にも国産米で対処し得る水準として100万トン程度保有 （生産調整を適切に推進することを理由に備蓄水準に幅を設けないことに変更）	同左
生じた課題（方式変更の契機）	・豊作や過剰作付も相まって、需給事情を踏まえて飼料用や援助用等に販売するなど計画どおりの販売ができず、在庫・財政負担が増大	・需給緩和時に、政府買入れや備蓄米の販売中止を求められやすく、結果的に計画的な年産更新が行えず、古い年産への在庫の偏り等が発生。財政負担も増大	今回生じた課題 ・生産量の減少以外の要因による供給不足が生じた ・備蓄期間が長期化したものが多いほど、品質検査等で流通までに時間を要する

備蓄米に係る財政負担の推移

農林水産省作成資料

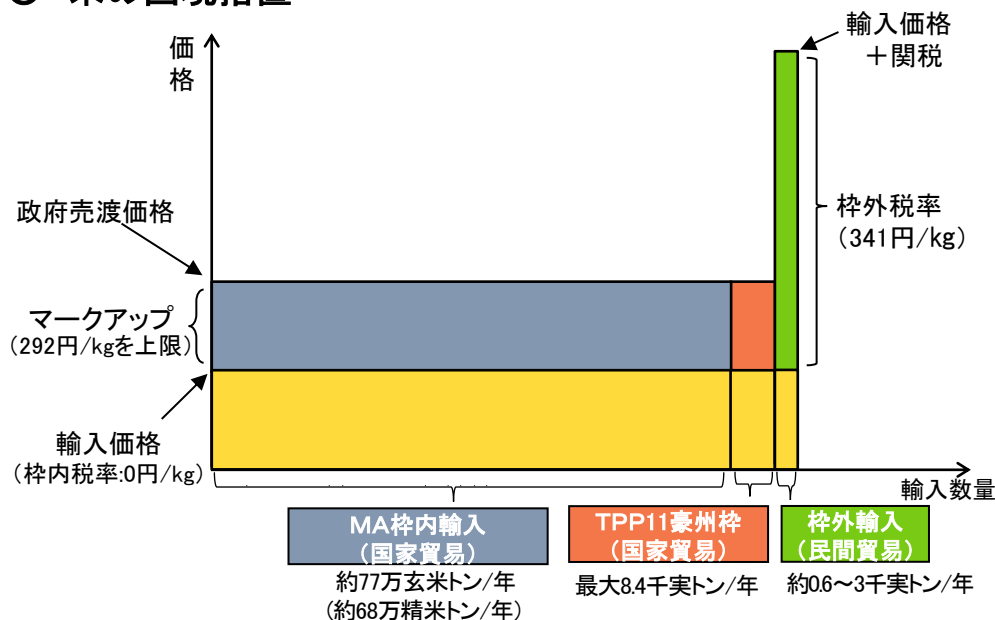


※備蓄量は、平成14年までは各年10月末現在、平成15年以降は各年6月末現在である。

※財政負担には、政府倉庫減価償却費等（政府倉庫売却益含む）を含む。

- ガット・ウルグアイ・ラウンド合意（WTO協定）に基づき、それまで輸入がほとんど行われていなかった米についても、最低限の輸入機会を提供することとし（ミニマム・アクセス米（MA米））、1995年度以降、ミニマム・アクセス数量（現在は77万玄米トン）について、無税の輸入枠（関税割当）を設定。
- MA米については、国産米に極力影響を与えないようにするため、国が一元的に輸入して販売（国家貿易）。
- TPP11協定においては、国家貿易制度を維持し、豪州向け国別枠（関税割当）を設定。
- MA米及びTPP11豪州枠以外の輸入には、高水準の枠外税率を設定。

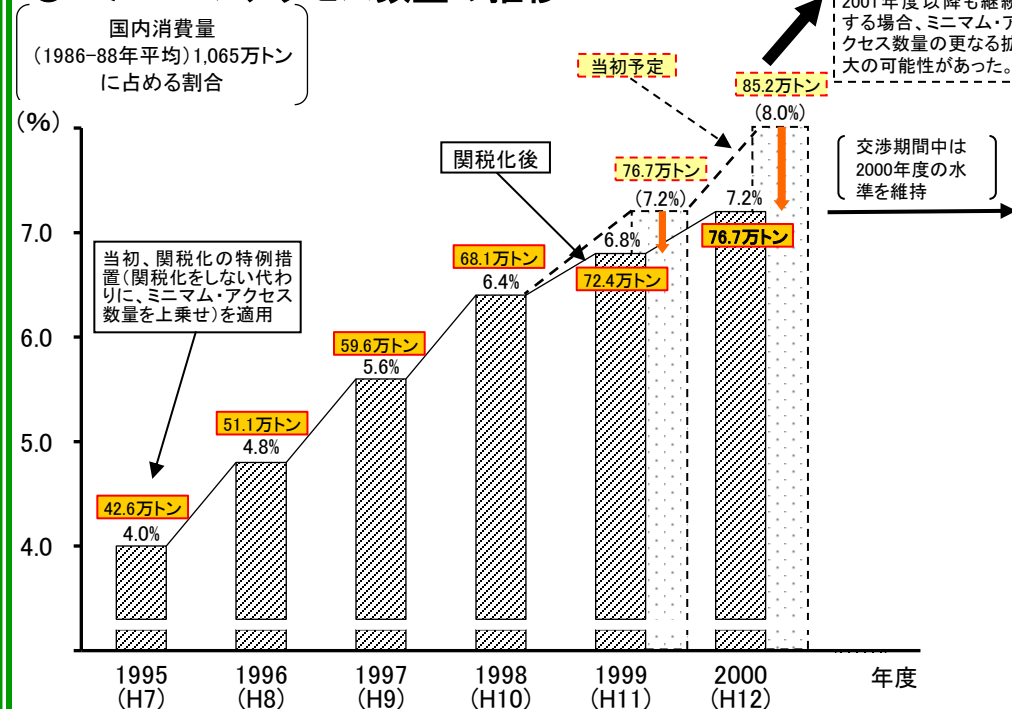
○ 米の国境措置



(注)

- 国を通さない輸入(民間の輸入)については、
 - ・ 1998年度までは輸入許可制
 - ・ 1999年度に関税化(関税を払えば誰でも輸入できる)
- TPP11協定を除く経済連携協定においては、米について、関税削減・撤廃から除外されている。
- TPP11豪州枠の数量は、2018年度は2千実トン(12～3月分のみ)、2019～2020年度は6千実トン、それ以降は毎年240実トンずつ増加し、2030年度以降は8.4千実トン。

○ ミニマム・アクセス数量の推移 (数量:玄米ベース)



- 当初、関税化を行わない代わりに「4%→8%(5年)[毎年0.8%増加]という上乗せされたMA数量を設定。
- 1999年に関税化したことに伴い、毎年の増加率は0.4%に半減し、MA米の数量(2000年度時点)は当初予定されていた85.2万トンから76.7万トンに縮減。
- MA米以外の輸入には、高水準(341円/kg)の枠外税率を設定。

- MA米を受け入れた際、政府として「米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わない」との方針を決定。
- ミニマム・アクセスは輸入機会の提供だが、MA米については国が輸入を行う立場にあり、通常の場合にはミニマム・アクセス数量の全量を輸入。

○ ガット・ウルグアイ・ラウンド合意受入時の閣議了解 (細川内閣)

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う 農業施策に関する基本方針(抜粋)

平成5年12月17日
閣 議 了 解

(別紙)

対策項目

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する。

○ MA輸入に関する政府統一見解

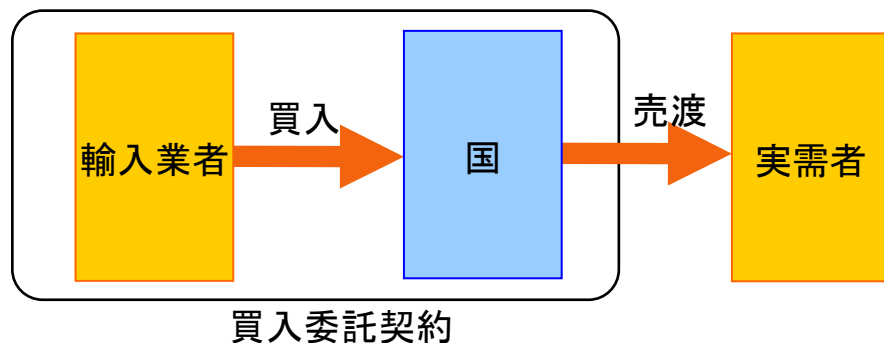
ウルグアイ・ラウンド農業協定におけるコメのミニマム・アクセス機会の 法的性格に関する政府統一見解

- (1) コメについて、ウルグアイ・ラウンド農業協定に基づき、ミニマム・アクセス機会を設定する場合、我が国が負う法的義務の内容は、コメの国内消費量の一定割合の数量について輸入機会を提供することである。
- (2) ただし、コメは国家貿易品目として国が輸入を行う立場にあることから、ミニマム・アクセス機会を設定すれば、通常の場合には当該数量の輸入を行うべきものと考えている。
- (3) しかし、我が国が輸入しようとしても、輸出国が凶作で輸出余力がない等客観的に輸入が困難な状況もありえないわけではなく、かかる例外的なケースにおいて、現実に輸入される数量がミニマム・アクセス機会として設定される数量に満たなかったとしても、法的義務違反が生じるものではないと理解している。

(平成6年5月27日に衆議院予算委員会で公表。当時の内閣は羽田内閣)

- 国は、入札によって決定した輸入業者を通じて買入れ。ただし、MA米の一部（77万玄米トンのうち最大10万実トン）及びTPP11豪州枠について、国家貿易の枠内で、輸入業者と国内の実需者の実質的な直接取引を認めている（SBS輸入）。

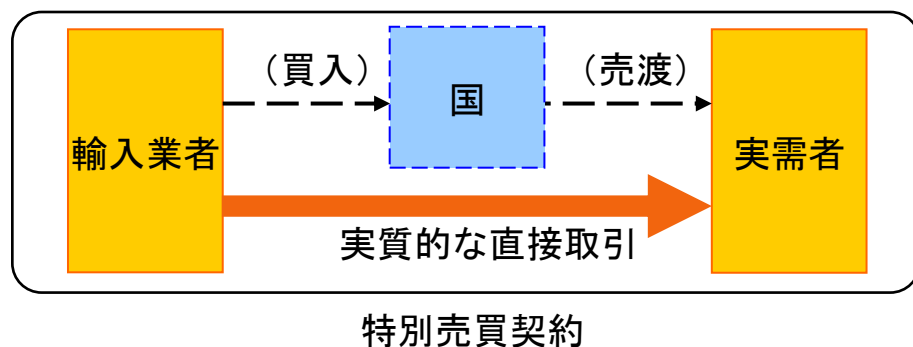
【一般輸入】(MA米のうち、77万玄米トンーSBS輸入数量)



- ① 輸入業者が国の入札に参加。
- ② 国と輸入業者(落札業者)が買入委託契約を締結。
- ③ 国が輸入業者から買入れ。
- ④ その後、国が別の入札によって国内の実需者に売り渡し。

➡ 価格の面で国産米では十分対応し難い加工用、飼料用等の非主食用に販売。

【SBS (Simultaneous Buy and Sell: 売買同時契約) 輸入】(MA米のうち最大10万実トン、TPP11豪州枠)



- ① 輸入業者と国内の実需者がペアで国の入札に参加。
- ② 国の売渡価格と買入価格の差(マークアップ)が大きいものから落札。
- ③ 国と輸入業者・実需者(落札ペア)の3者間で特別売買契約を締結。
- ④ 国が輸入業者からの買入れと実需者への売渡しを同時に実施。

➡ 主に主食用に販売。

(注) 輸入数量の単位は、一般輸入については玄米トン、SBSについては実トン。

- 平成30 年産以降、国から個々の農業者に対する生産数量目標の配分は行わない政策へ移行。
- 国が食糧法第 4 条に基づき、1 人当たりの米の消費量や、人口動態などに基づき、食糧部会の意見も聴いて、翌年の需給を見通し。
- これに基づいて、各産地の再生協議会や生産者が、自らの経営判断で作付け。

国

- 全国の需給見通しやマンスリーレポートによる情報提供
- 食料自給率・自給力向上のための戦略作物等の生産に対する助成



周知、意見交換

県協議会

県、農業団体、
法人協会 等

- 国からの情報等により、県産米の販売需要動向等を把握
- 県において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定
(**生産の目安**、水田収益力強化ビジョン)

43道府県で
生産の目安を設定



周知・調整

地域協議会

市町村、
生産出荷団体、
担い手農業者 等

- 国や県協議会からの情報等により、地域の米の販売需要動向等を把握
- 地域において、水田で、どの作物をどれだけ推進するかを決定
(**生産の目安**、水田収益力強化ビジョン)

地域によっては、
農業者に
生産の目安を提示



周知・調整

農業者

- 提供された情報やビジョンを踏まえ、自らの経営戦略に基づき、翌年の各作物の営農計画書を作成

食料・農業・農村基本計画（抜粋）（令和9年度からの水田政策の見直し）

「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日 閣議決定）

第4 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1 国内の食料供給

（1）水田政策の見直し

水田政策を、以下の方向で令和9年度から根本的に見直す。

水田を対象として支援する水田活用の直接支払い交付金（水活）を、以下のとおり、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換する。このため、令和9年度以降、「5年水張りの要件」は求めない。

〔※ 現行水活の令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。〕

米については、国内外の需要拡大策、大区画化、スマート技術の活用、品種改良等の生産性向上策等を強力に推進する。輸出を含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓用米、米粉用米等を支援する。

国産飼料の生産性向上を図るため、飼料用米中心の生産体系を見直し、青刈りとうもろこし等の生産振興を図る。

麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討する。

有機や減農薬・減肥料等について支援する（主食用米も対象）。

農業者が急減する中で、地域計画の実現に向け、担い手が生産性の向上を伴いながらより多くの離農農地の引受けを進めていけるよう、農地の集約化等への支援制度について、既存制度を見直し、強化する。

産地交付金について、現場の実態を調査・検証した上で、水田・畑に関わらず、中山間地域等の条件不利地域も含め、地域の事情に応じた産地形成が促進される仕組みとする見直しを検討する。

中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。

多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。

予算は、現行の水活の見直しや見直しに伴う既存施策の再編により得られた財源を活用する。このように、構造転換に必要な予算をしっかりと確保していく。

畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者に対して、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を直接交付する制度です。

（１）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
(いずれも規模要件はありません)

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

（２）対象農産物

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

（３）支払方法

生産量と品質に応じて交付する数量払を基本とし、当年産の作付面積に応じて交付する面積払は数量払の先払いとして支払われます。

（４）交付単価（令和５年産～７年産まで適用）

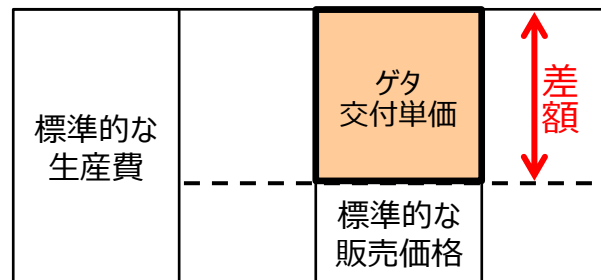
（数量払）

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け	免税事業者向け
小麦	5,930円/60kg	6,340円/60kg
二条大麦	5,810円/50kg	6,160円/50kg
六条大麦	4,850円/50kg	5,150円/50kg
はだか麦	8,630円/60kg	9,160円/60kg
大豆	9,430円/60kg	9,840円/60kg
てん菜	5,070円/1t	5,290円/1t
でん粉原料用 ばれいしょ	14,280円/1t	15,180円/1t
そば	16,720円/45kg	17,550円/45kg
なたね	7,710円/60kg	8,130円/60kg

（面積払）

2万円／10a（そばについては、1.3万円／10a）

【交付単価のイメージ】



【平均交付単価の算定式】

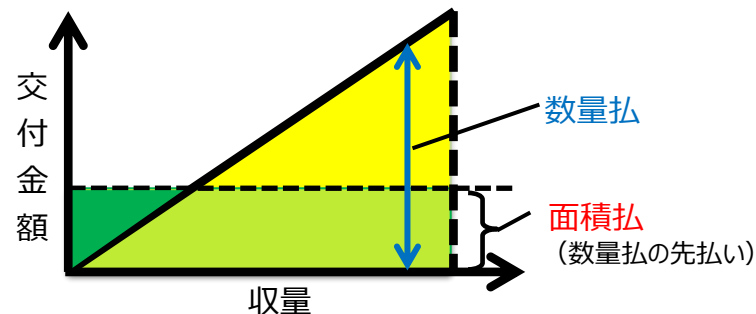
平均交付単価

=

10a当たり生産費（直近３年平均）

単収（平均単収（直近７中５平均））

【数量払と面積払との関係】



農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための保険的制度です。農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

（１）交付対象者

認定農業者、集落営農、認定新規就農者
（いずれも規模要件はありません）

※ 集落営農の要件は、①組織の規約の作成、②対象作物の共同販売経理の実施、③「農業経営の法人化」及び「地域における農地利用の集積」について、市町村が確実に行われると判断するもの、とします。

（２）対象農産物

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

【10a当たり標準的収入額とは】

直近5か年の収入額のうち、最高年と最低年を除いた3か年の平均収入額で、品目ごと、地域ごとに計算しています。各年産の収入額は、米であれば、地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、地域の実単収を乗じて算出します。

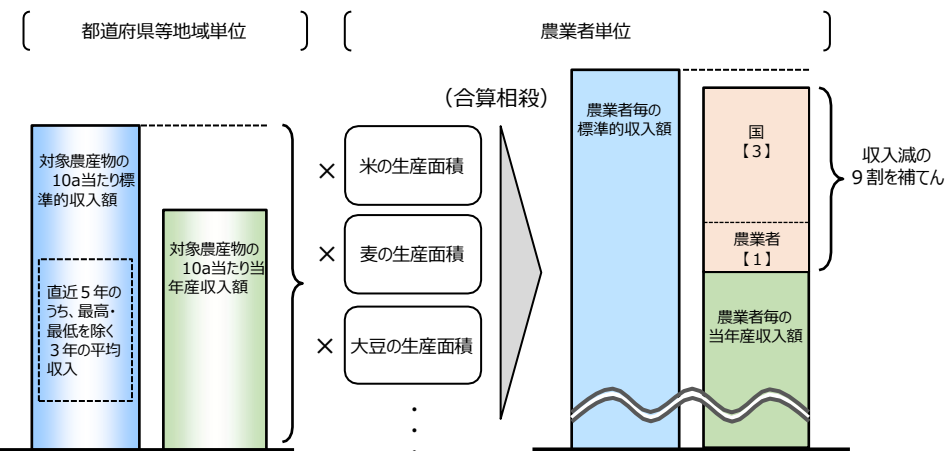
【10a当たり当年産収入額とは】

当年産の収入額として、品目ごと、地域ごとに計算しています。当年産の収入額は、米であれば、当年産の地域の産地品種銘柄のうち、数量の多い上位3銘柄平均販売価格に、当年産の地域の実単収を乗じて算出します。

（３）ナラシ対策の仕組み

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てとはなりません。



（４）収入保険との関係

- 農業者は、収入保険かナラシ対策のどちらかを選択して加入することができます。

(参考) 農業分野におけるセーフティネット制度の概要

農林水産省作成資料

- 農業分野では自然災害や価格下落などの様々なリスクに対して、収入減少影響緩和交付金（ナラシ）などの個別の補填制度に加えて、令和元年より、全ての農産物に対してあらゆるリスクに応じた品目横断的な「収入保険制度」を創設。（収入保険制度と、他の制度については原則として選択加入となっている。）

野菜価格安定制度 (創設年月日：昭和41年7月1日) R 7 当初 55億円

- 野菜の市場価格が低落した場合に支援【支援対象者】

指定産地等で対象品目を生産する農業者

【対象品目】

指定野菜（キャベツ、レタスなど 14品目）

特定野菜（アスパラガス、かぼちゃなど 35品目）

【支払条件】

平均販売金額が保証基準額※1を下回った場合

※1過去の市場平均価格の90%（特定野菜は80%）

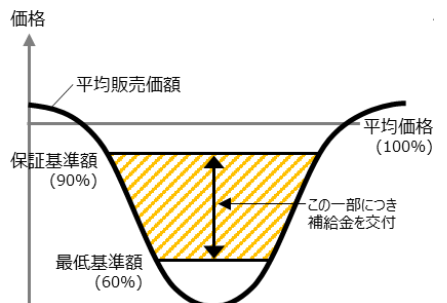
【補填金額】

保証基準額と平均販売価格（最低基準価格※2が限度）の差額の90%※3

※2過去の市場平均価格の60% ※3指定野菜の場合

【国費割合】

指定野菜：3/5、特定野菜：1/3



※上記は指定野菜価格安定対策事業の場合

農業共済（収穫共済） (創設年月日：昭和22年12月15日) R 7 当初 461億円

- 米、畑作物等について自然災害等により収穫量が減少した場合に補償

【支援対象者】

共済加入者（農業者）

【対象品目】

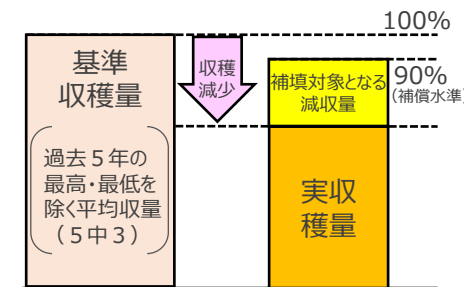
米、麦、ばれいしょ、てん菜、そば 等

【支払条件】

風水害、干害、冷害、雪害等の自然災害、火災、病虫害及び鳥獣害により、収穫量が基準収穫量の一定割合（加入者が予め設定）を下回った場合

【補填金額】

加入者が複数のタイプから補償割合を予め設定



※上記は、全相殺方式（補償割合90%）の場合

【国費割合】 原則1/2

収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策） (創設年月日：平成19年4月1日) R 7 当初 446億円

- 米、畑作物について価格下落等により農業収入全体が減少した場合に支援

【支援対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規農業者

【対象品目】

米、麦、大豆、てん菜、でんぷん原料用ばれいしょ

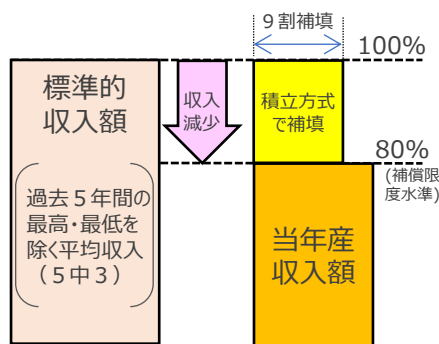
【支払条件】

当年産収入額が標準的収入額を下回った場合

【補填金額】

標準的収入額と当年産収入額との差額の90%

【国費割合】 3/4



※標準的収入額は都道府県等の単位で算定され、申請者の品目ごとの収入差額を合算相殺して補填

収入保険 (創設年月日：平成30年4月1日) R 7 当初 369億円

- 自然災害、価格低下、病気や怪我など様々な要因による収入減少を広く補償

【支援対象者】

青色申告を行っている農業者（個人・法人）

【対象品目】

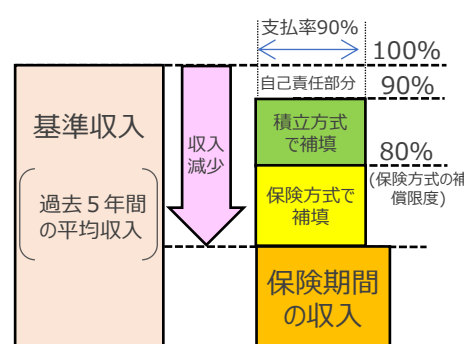
指定なし

【支払条件】

農業収入が基準収入の一定割合（加入者が予め設定）を下回った場合

【補填金額】

加入者が複数の補償限度の割合を予め選択（加入者の任意選択により保険方式の上に積立方式を加えることも可）



※上記は、保険方式（補償限度80%）と積立方式（積立幅10%）の組合せ

【国費割合】

保険方式 1/2、積立方式 3/4